

第 46 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

日時：2023 年 2 月 16 日（木）午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

場所：愛知県議会議事堂 5 階 大会議室

1 挨拶

大村知事：

本日は第 46 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議に御出席をいただき感謝する。

本県では、昨年 12 月 8 日から愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールに基づく感染防止対策をお願いしていたところ、年末年始をピークに、1 月半ばからようやく減少局面に入り、本日 16 日木曜日に発表する昨日の新規陽性者は、1,204 人で 1 週間前の 2,107 人の 0.57 倍。1 月 18 日から 30 日連続で前の曜日を下回り、ようやく第 8 波も収束が見えてきたと思っている。7 日間平均の 1 日あたりの陽性者も、今日の数字で 1,435.9 人と、1,500 人を下回ったということである。大変ありがたいことである。

このような状況であるので、12 月 8 日から 1 回延長して 2 月 19 日までとなっていた愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールを延長せず、ここで一区切り、終了とさせていただきます。

御協力いただいたすべての県民、事業者の皆様、そして、医療関係者、福祉教育関係すべての皆様に心から感謝を申し上げます。

一方、感染リスクは依然としてある。完全にコロナウイルスが世の中から消えてなくなるということはないと思うので、引き続き、2 月 20 日以降は、12 月 7 日以前の厳重警戒に戻り、基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。厳重警戒での感染防止対策を今日お諮りさせていただき、御意見をいただき、今日付けで県民の皆さんにお示ししていきたいのでよろしく願います。

なお、1 月 27 日に国の新型コロナ対策本部において、5 月 8 日をもって感染症法上の位置付けが 2 類相当から 5 類になるということが決まり、発表された。具体的な対処方針は 3 月上旬に示されるということであるが、感染症への対応の組み立ては、各県及び保健所に任されているので、また皆様としっかり連携をして万事遺漏なきように組み立てをしていきたいと思っているのでよろしく願います。

また今後は人流が増加し、感染者数が再び増加することも考えられるが、引き続き医療のひっ迫を防ぎ、県民の皆様の命と健康を守りながら、オール愛知で、

安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、引き続き皆様方の御理解と御協力、御支援をお願い申し上げます。

感染症なので、このままなくなるということはないと思うため、人の流れが増え、二、三か月経つとまたグッと陽性者数が上がっていくというものはあるだろう。その山が大きいのか小さいのか、また、去年夏からの第7波、今回の第8波のような大きな山がまた来るのかというのは分からない。

ただ愛知県の感染者数は確認されただけでも累計 200 万人を超え、恐らくそれより相当たくさんの方が実際は患っており、また、ワクチンでの免疫を獲得する方もたくさんおられるので、現状がほぼほぼ集団免疫に近い状態にはなっているのではないかと思う。

そのため、感染者数は急激に増加せず、重症化を防げている中でどれだけの山が次の第9波でやってくるのか、いつなのか、それが素早く収束するのか、それとも高原状態でしつこく続くのかは分からない。

いずれにせよ、どういう状況になろうとも、県民の皆様方の命と健康を守ることを最優先として、引き続き、今日お越しいただいている医療関係、保健所関係の皆様そして行政と経済界でオール愛知で取り組んでいく。

2 議題(1)新型コロナウイルス感染症対策について

大村知事:

まず資料1である。これは昨日2月15日付けで、県民事業者の皆様方にメッセージを発出した。第8波の収束に向けてのものであり、病床使用率も70%以上あったものが30%台に改善をされてきた。今日の時点で確保病床32.7%である。愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールは2月19日までとする。7日間平均の新規陽性者が昨日の時点では1,500人を超えていたが、本日時点では1,400人台である。そして感染症法上の分類が2類相当から5類に5月8日から切り替わるが、引き続き、県内の医療提供体制に万全を期して、オール愛知で安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻したいというメッセージであるので、これを昨日付けで発出した。

資料2の厳重警戒での感染防止対策の主な変更点であるが、2月20日から厳重警戒とするが、主な変更点の1、県民の皆様方へのお願いについて、①は、これまでは「感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は控える」であったが、「避けて行動」に変更する。また、④基本的な感染防止対策の徹底について、会食飲食は、緊急事態宣言の時は4人までであったが、一昨年秋から、愛知県としては同一グループ同一テーブル4人までを目安という形で少し緩めた経緯がある。それがずっと続いているが、今回は、その人数の目安は廃止

し、会話の際を含めてマスク会食をお願いしている。そして裏面も同じく4人の目安を廃止する。

イベント等には、対策が取れない場合は参加自粛をお願いするが、感染防止体制を徹底していただきたい。また、学校には別途通知を出したが、卒業式について児童、生徒、教職員についてはマスクを外して結構である。ただ合唱するときにはマスクをつけていただきたい。PTAの皆様等については、マスク着用をお願いするが、人数制限などは学校で判断していただきたい。

なお、今確保病床が嚴重警戒、オレンジゾーンになっているが、これをさらに緩和して、今の1,690床を1,100床ぐらいまで、レベル2からレベル1に引き下げることを医療関係者と相談している。今後、適切に対応していきたい。

それから、3月13日でマスクの着用を原則、個人の判断ということであるが、そこもケース分けをしながら文書で出したい。やはり県単位で文書を出した方が明らかになってわかりやすいので、今月中には出して3月13日に備えていただく。それから入学式の対応をあわせて通知・文書でお示ししたい。

参考資料1は新型コロナウイルス感染症の状況で、入院患者も単月ではイエローゾーンになってきた。参考資料2が国からの通知で、5月8日から5類に移行する。参考資料3が国から来たマスク着用の見直しであるが、4枚目が愛知県の教育委員会から各学校等への卒業式等のマスクの着用等についての文書である。基本は、マスクは必要ないとしながらも、合唱等についてはマスク着用としている。

参考資料6の愛知県が開設する新型コロナワクチンの大規模集団接種会場については、医療関係者、保健所、市町村に大変お世話になっていたが、3月末をもって現在実施している5会場すべてで接種を終了することを先般発表した。この間、延べ135万人以上の方に接種を実施していただいた。また予約なし接種なども含めて、大変弾力的に実施していただいた。

2021年5月24日から東京と大阪は自衛隊の方が実施したが、愛知県においては県が開設する最大8か所の大規模会場で接種した。関係者に心から感謝を申し上げたい。参考資料の7はオミクロン株対応ワクチン接種状況で、5回目接種は対象接種者が181万人だが、すでに78.3%が5回目を接種している。60歳以上の方、基礎疾患のある方、警察、自衛隊、消防職員などである。県の大規模会場はとりあえず役割を終えたと考えている。

そして、最後に参考資料8、今シーズンのインフルエンザの発生状況であるが、現段階では注意報である。もう2月半ばなので、そろそろ山は越えた感じはする。これが定点あたり1週間で30人を超えると警報である。インフルエンザが流行入り、注意報になったのは3年ぶりである。正直もっとひどいことになるかなと考えていたが、そこまで至っていない。やはりマスク、手洗い、手指消毒が効果

的だったのではなからうか。

以上、現下の状況であるが今後も県民事業者の皆様、医療関係者、市町村、関係機関、オール愛知で新型コロナウイルス感染症を克服していきたい。

医療専門部会 長谷川部会長:

名古屋医療センターにおいても、救急外来にみえる患者のうち陽性者の割合は大変減ってきており、安堵しているところである。

WHOの世界のデータを見ると、新規コロナ感染者数の登録数について、12月の最初の一週間では世界全体で2,800万人が登録されていたが、先週一週間を見ると世界全体でも120万人ということで20分の1程度と急激に減ってきており、パンデミックの収斂の方向に向いてきているのではないかと考えられる。変異株の動向については今後も注意が必要であるが、社会生活については、世界規模でウィズコロナに向かってきているものと思われる。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけが5類になることが国から示されている。本日は5類になるということがどのようなことなのかについて述べたい。

公衆衛生の倫理というものがあるが、その主要な原則の一つに侵害の最小化、或いは強制的な手段の最小化というものがある。この原則は、新型インフルエンザの特措法、感染症法においても尊重されている。

国民の自由や権利を制限する措置は、必要最小限なものでなくてはならないとされている。他人に感染させないことを主目的とする措置が正当化されるのは、その有効性が人々の自由の制限による不利益を上回ることが見込まれる場合に限られるということで、5類になるということは、介入の有効性と基本的な人権の制限のバランスが釣り合わない判断し、他人に感染させないための措置の対象から新型コロナウイルスを外すということになる。言い換えると、新型コロナウイルスが感染症法に基づく私権の制限に見合った国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのある病原体に該当しないと規定することになる。具体的には、入院勧告の中止、無症状者、濃厚接触者等への検査、行動制限の適用、都道府県については、住民に対する検査が中止される。このような理論的、学問的な背景があるということは理解する必要がある。

一方、病院や介護施設では、院内感染やクラスターを発生させないため、厳格なゼロコロナ対策を実施してきた。その結果、御存知のように病床が制限され、救急搬送の受入れ困難な病院が次々と発生した。新型コロナウイルスの感染力は、5類になったからといって変わるわけではなく、従来の風邪ウイルスや季節性インフルエンザとは比較にならないくらい高いものである。院内感染対策については、引き続き極めて難しい病原体であることには変わりない。社会生活が

ウィズコロナに変わる一方で、病院における院内感染のリスクは避けられないと思っている。このことについて、社会の皆さまには是非御理解いただき、医療者、病院、施設の批判に繋がらないようになることを希望する。

院内感染の厳格なクラスター対策を実施すると、入院病床の制限となり、これまでのことを繰り返すことになるため、このようなことにならないよう病院としても対策をとる必要があり、このことは社会の皆さま方が御理解、御協力していただかなければいけないと考えられるため、この点についてよろしくお願ひしたい。

大村知事：

我々も新型コロナウイルス感染症が5類になった場合にどのように対応していくか引き続き検討していく。

インフルエンザと同様の定点観測では少し荒いのではないかとというのが率直な意見であるが、相当数の陽性者が把握できない際に、一体どのようにオペレーションをとっていくべきかということも含め御相談させていただきたい。

愛知県医師会 柵木会長：

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に分類されることとなれば、これまでゼロコロナを遵守してきた医療機関においても、その後の対応を考えていかなければならない。具体的には、新型コロナウイルス感染症の専門病棟をこのまま継続していくのかどうか、入院時のPCR検査を今まで通り続けていくのか、また、入院患者との面会制限といったことである。

面会制限については、患者の家族とのトラブルもあるため、対応を十分に考える必要性がある。

また、あまり社会でフォーカスされていないが、新型コロナウイルス感染症患者となった妊婦に係る分娩方式について対応を検討することが重要であると考えている。

現在の対応としては、かかりつけ医で出産予定の妊婦が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、周産期母子医療センターなどに紹介し、帝王切開で分娩することとなっている。

この対応方針は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当だということが背景になっている。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症になれば、軽症者や無症状者がどうして転院してまで帝王切開しなければならないのかといった議論になってくることが考えられ、妊婦から疑問や不平が出ることが考えられる。

早急に従来どおり新型コロナウイルス感染症の患者であってもかかりつけ医

で通常通り出産ができるような体制にしていかなければならない。

しかしながら、出産に立ち会う医師や看護師は、長時間にわたって患者と対面することになるため、ウイルスの暴露を覚悟しなければならないことを理由として今の分娩方式がとられている。

過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことがある人が、非常に強い免疫を持っており、今後感染しない、または感染しても軽症で済むと言われている。

先ほど知事がそろそろ集団免疫ができつつあるのではないかという話をしたが、過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことがあるかどうかというのは、血液中の抗N抗体を検査することで、感染したという自覚がない人でも調べることができる。

抗N抗体の持つ人の数については、国のアドバイザリーボードが第7波の収束時点である去年の11月において、全国およそ8,000人の献血者を対象とした調査を行った。その結果、抗N抗体の保有率は全国で26.5%、愛知県では27.5%であり、保有率の高い地域だと大阪府で40.7%、沖縄で46.6%という結果となった。

この抗N抗体保有率は第8波となって、さらに上がっている可能性が考えられ、愛知県でも40%程度になっているのではないか。

このような状況を踏まえ、先ほど申し上げた妊婦の話について、愛知県医師会では、民間産科医療機関の出産に立ち会う医師、看護師、助産師の方々がどのくらい抗N抗体を持っているかを愛知県産婦人科医会と協力して独自に調べようと考えている。

そして、調査結果を新型コロナウイルス感染症に感染した妊婦の出産に立ち会うスタッフの勤務体制に取り入れられないかということを実業として検討している。

本来ならば、これは全医療機関のスタッフ、また、全介護施設のスタッフについて県が主導となって調査して欲しいと考えている。

その調査結果を勤務に反映することができれば、これは大きな感染対策になるだろうと考えている。

ぜひ、この件について、県が主導となって特にすべての医療機関に対して、抗N抗体の保有について調べていただきたいということを提案する。

大村知事：

様々な医療現場での対応等について、よくよく御相談をさせていただきたい。今の提案についても、また相談させていただきたい。

愛知県病院協会 伊藤会長：

第8波のピークアウトの様相で間違いないと思っている。

ただ、新型コロナウイルス感染に伴う病床稼働は低下傾向にあるが、この季節のタイミングから言うと、循環器を含めた感染者救急搬送が大変多い時期なので、救急搬送困難事例がまだ発生していることについて懸念をしている。

それと同時に、受入れ体制を制限する非常に大きな要因であった医療職の感染者、或いは濃厚接触者の状況はかなり減少傾向にあると思っている。残念ながら統計としてとらえたものはないが、1医療機関のデータとして見ると第8波のトータルで800人ほどの離脱者があったが、最近はその1桁、3人とか5人の状況になって、何とか患者様を受け入れる体制が整備できる状況になってきたと思っている。

ただ一方で、柵木会長からも発言があったが、様々な感染対策の状況は、各病院、個々の病院の判断で制限がされており、特に面会の体制、或いは入院時にどれぐらいの感染症に対する検査を行うかということがそれぞれの対応に任せられていることにより、ばらつきが大変あったと考えている。これも県の方から調査を実施していただくことになっている。

その結果を見て、特に面会制限等を含めて、県民の皆様の要望に適切に答え、対応できるような体制を、共通の情報を確認しながら整備したいと思っている。

また、インフルエンザとの同時感染の問題、或いは新型インフルエンザ等感染症の今後の感染の拡大状況等も注視して参りたい。感染の拡大状況に応じて、入院の受け入れ体制をもう一度再整備する準備を十分にしながら、愛知県医師会或いは行政との連携を行っていく。

長谷川先生からも御指摘があったが、この感染症は無くなる訳ではないし、特に感染力が落ちるといことはなかなか考えにくいので、ある程度感染が院内で発生するという事について国が指導すべきだと思うが、それに対して国民のコンセンサスを得られるような何らかの働きかけが必要ではないかと思っている。

5月8日以降感染症法上の位置付けが5類に変更されるが、5月8日という当日をもって劇的に状況が改善するということではないので、医療提供体制の再編整備にあたり、ぜひ、行政、県の御理解と御支援を今後お願いしたい。

大村知事：

引き続き医療提供体制の確保整備をよろしく願いをする。

名古屋商工会議所 坂東総務管理部長：

国が5月8日から5類に引き下げると決定したが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた中小企業としては、ようやく感染拡大前の状況に戻るといことで期待は非常に大きいと思う。

現状、多くの県民や県内企業は、コロナ禍において愛知県の出されるメッセージをもとに行動しており、例えば、来週から会食は4人程度というものが無くなるが、立食パーティーについては東京など一部の地域や札幌は割と早めから行っているようである。一方、名古屋は割と慎重で、私どもも色々なところからいつから本格的にそういったものを開催してよいのかと聞かれることが多く、多数の企業や団体が様子を見ている状況にある。

感染に注意しながらということにはなるが、できるだけ普通の状態に戻していき、経済を回していくためには、行政からのメッセージが出なければ、これまで3年間慎重に行動してきたということもあり、思い切った行動に踏み切れない方も多いと思う。

知事からの説明もあったが、県においては、国の方針を踏まえながら県民や県内企業に対して、今後もどのように対応していけば良いかを出来るだけきめ細やかに具体的に示していただけると大変有難いと思う。

大村知事：

社会経済活動についてしっかりきめ細かにやっていくのでよろしく願います。

中部経済連合会 杉本総務部長：

まず最前線で御対応いただいている医療関係者、保健所の行政の皆様感謝申し上げます。

愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールを19日に終了し、厳重警戒での感染防止対策への切り換えについては、新規感染者、また病床の使用率が減少しているため異論はない。

経済界にとっても今後人の流れが戻ることによって社会経済活動が活発になることに対する期待が非常に高いが、その結果として医療体制のひっ迫が起きることは弊会としても意図していない。

マスクの着用については、御説明があった通り3月13日より屋内外問わず、着用は個人の判断ということ、また、5月8日から新型コロナウイルス感染症の

感染症法上の位置づけも季節性のインフルエンザと同様の5類に引き下げられる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染力が強いという点には留意をしながら、今後の感染状況に注意を払い、引き続き手指消毒や手洗いの励行、換気、三密を避ける等の基本的な感染防止対策を継続して呼びかけるとともに、感染者や濃厚接触者が発生した場合の取り扱いについて2月末までにケース別の基準を出していかれるということなので、その内容も確認しながら、弊社でも一定の基準を設け、感染時の拡大を防ぐ工夫を今後もしていきたいと思う。

大村知事：

また引き続きよろしく願います。

経営者協会 岩原専務理事：

昨年の11月からの第8波の収束が見えてきたということで、改めて医療関係者、行政の皆様の御努力に感謝を申し上げたい。

今後はウィズコロナということで、経済企業活動の活性化を図っていかねばならない。特に雇用労働分野においては、この3年間でやってきたテレワークあるいはオンラインを活用した働き方をどのように継続していく、あるいは進化させていくかというところに取り組んでまいりたい。

そして現状、すでに多くの企業で顕在化している人手不足という問題も、ウィズコロナの中で、どういうふうに取り組んでいくかということも重要になっていくので、引き続き行政の御支援をよろしく願いたい。

大村知事：

アフターコロナ、ウィズコロナにおける対応というのが課題であるのでしっかりやっていく。

日本労働組合総連合会愛知県連合会 坂田副事務局長：

まずは長期にわたり新型コロナウイルス感染対策をしていただいている医療従事者また保健所関係の皆様方に感謝と敬意を表す。

5月8日から感染症法上の分類を5類に位置づけるとあるが、今まで行っている相談窓口を始めとする様々な支援制度であるが、県民そして事業者は大変助かっている。

5類に変わったというところで、一度に終了することなく様子を見ながら緩

和的に徐々に変更していくといった措置をお願いしたいと思う。

またアフターコロナに入るが、引き続き、きめ細やかな対応、また対策をお願いしたい。

労働団体である弊社としても、引き続き感染症防止に向けた県の対策方針などを周知していく。

大村知事：

引き続きよろしく願います。

愛知県市長会 相津事務局長：

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の5類への位置付けの見直しに伴う各種の政策措置の変更については、先ほど知事からも発言があったように、地方団体との協議を経て3月上旬頃に方針が示されるとお聞きしている。このことは市町村においても役所の組織、あるいは人員の配置体制、あるいは具体的な予算措置といった大きな影響が出てくる事柄である。また、国が統一的に行うことではあるが、きめ細やかな内容を住民へ正確に周知していく必要がある。

こうしたことから早め早めのまとまった情報の提供をぜひお願いしたい。

大村知事：

しっかり連絡を密にしてやっていければと思う。

愛知県町村会 野村事務局長：

今回、新規感染者がかなり減少したということであるが、その大きな要因の一つとして、県と市町村が全力でワクチン接種に取り組んできたことにあるかと思う。

県の方は3月末で大規模集団接種会場を終了するというので、4月以降については市町村がワクチン接種の主体ということになる。知事からは、先週の記者会見でも、新年度以降は市町村の接種体制をしっかり応援していきたいとおっしゃっていただいた。大変心強く感じているところである。

今後、ワクチンの新たな追加接種についてはまだわからない部分が多々あるが、県の方で国の動向等を把握されたら、町村の現場に大きな負担が生じないようにするためにも、これまで同様、迅速かつ正確な情報提供をお願いしたい。

それから、来月13日以降、マスクの着用が基本的には個人の判断にゆだねられるということ、また5月8日から新型コロナウイルス感染症に係る感染症法

上の分類が5類に変更するという方針だということで、これについては、この3年間、新型コロナウイルス感染症との戦いの中で大きな転換であると思っている。

町村としても、住民の不安や混乱を招かないよう、しっかり対応していかねければならない。県にはこれからも指導、支援をお願いしたい。

大村知事：

しっかり情報を共有していければと思う。よろしくお願いします。

名古屋市保健所 医監：

名古屋市の昨日2月15日の新規陽性者数は448人であった。第8波のピークであった1月6日には4,600人を超えていたので、10分の1程度まで減ってきたという状況である。

一方、市内の医療機関に入院している患者数は2月14日時点で270人。確保病床の病床使用率も32.6%と、30%台前半まで改善をしてきた。

今から振り返ると年末年始の医療のひっ迫状態は本当に厳しい状況だったが、ようやく乗り越えられたということでちょっとほっとしているところである。医療関係者の皆様の御尽力に心よりお礼を申し上げたい。

ただ、まだ高齢者施設などで感染事例も散発しているので、今しばらく警戒は続ける必要があると考えている。

そのようなことから、緊急アピールは終了するが、そのあと厳重警戒に移行するというのは適切な判断であると思ひ、その内容も概ね妥当であると思う。

これから5類への引き下げが5月8日に予定をされているが、これから平時に向けてうまくソフトランディングさせていく必要があるかと思う。

引き続き県とよく連携して対応していきたいと思うのでよろしくお願いします。

大村知事：

また引き続きよろしくお願いします。

豊橋市保健所長：

豊橋市の状況をお伝えする。新規感染患者数は同様に1月中旬からは順調に減少している。10歳代から40歳代が中心ではあるが、多くの年齢で減少が見られている。

1月中旬には医療機関や高齢者施設で多くの患者が発生して施設内での感染

と考えられた事例も多かったが、それも落ち着いてきている状況である。ただ、7波以降は、コロナ療養期間中に死亡される高齢者の方が非常に多いという状況がある。またこれらの患者さんを見ると、ワクチン接種歴がない、又は少ない方が多い印象がある。

今後感染症法上の分類が変わっていくが、医療機関や施設、特に高齢者施設においては、医療機関としっかり連携をとっていただき、適切な感染対策を実施、対応していただけるよう保健所としてもやっていきたい。

大村知事：

引き続きよろしく願います。

岡崎市保健所長：

感染状況について、名古屋市・豊橋市と同様の傾向であり、2月14日の新規陽性者数は100名、2月14日現在の7日間移動平均は93.1名となっており、ピークであった1月初め頃の新規陽性者数769名、7日間移動平均620名と比較すると、6分の1から7分の1に減少し第7波と第8波の谷間あたりの数字まで落ち着いてきた。

また、医療機関の確保病床の稼働率も下がり、少なくとも今は急に入院させて欲しいという声があっても入れることができる状況に落ち着いてきた。この状況をいかに長続きさせるかが大きな課題である。

5月8日から5類に引き下げる件について、そのこと自体は非常に望ましいことであるが、保健所の各種事業については、2類相当であることが公権力の行使による感染を防止するための一つの法的根拠になっており、5類となると、法的根拠がないような状態で保健所が事業を行っているのかという話も当然出てくる。

引き下げの具体的な中身については3月上旬の発表と報じられているため、我々としては注意しているが、この矛盾の中で保健所に対応をお願いすることとなったとき、様々な問題が発生すると思う。そういった場合には保健所を所管している県と中核市等から、場合によっては国に物申すことも必要になってくるため、その場合はよろしく願います。

また、県へのお願いである。管内において感染症診査協議会で事例検討を行っており、変異株について話題となることがある。県の衛生研究所でゲノム分析等を行っていることは承知しているが、最近、その情報を我々も聞いておらず、医療機関から聞かれたときに答えにくいことがある。報道がないということは新

たな情報がないのかもしれないが、可能であれば中核市等へのタイムリーな情報提供をしていただけると、我々としても管内の医療機関に情報提供ができるため、検討いただけるとありがたい。

大村知事：

変異株については、検査は引き続き県と市の衛生研究所で行っているが、公表する情報がない。現状ではオミクロン株がほとんどで、ほかの変異株については心配されているが出てきていない状況である。情報共有の行い方はしっかり検討させていただく。

一宮市保健所長：

令和3年4月1日に中核市となつてからの累計の陽性者数は、2月15日発表分までで、10万5,057人となり、38万市民の27.6%である。前回のこの会議の時に9万6,707人と報告をしているため、35日間で8,350人の感染者が出ている。日割りにすると1日あたり238人ということで、前回は日割りで約500人の感染者が出ると報告しているため、増加ペースも半減している。

週単位の新規陽性者数は、1月5日週が4,539人、12日の週が3,208人、19日が2,046人、26日が1,465人、2月2日週が1,015人、2月9日週が616人となり、順調に減少傾向が見られている。

市民の入院について、2月15日時点の入院は23人である。前回のこの会議の時は、1月10日時点で、237人入院していると報告しているため、約10分の1に激減した。

宿泊療養施設の入所者数も、2月14日時点では8人であり、前回の会議の時は1月10日時点で21人と報告しているため、半数以下となっている。

なお、変異株について、尾張西部地域で衛生研究所と共同で検査を行っている医療機関から、BA.2.75が現在約40%であるという報告を昨日受けた。

大村知事：

引き続きよろしく願います。

豊田市保健所長：

感染動向について、12月27日が第8波のピークで、直近1週間の陽性者数5,119人を記録したが、12月29日から年末年始の休みに入ると同時に減少傾向となり、休み明けの成人の日からの3連休から少し増加したが、1週間後からは

減少に転じた。その後、前週と比べて 20%から 40%の急激な減少が続き、2月15日時点の直近1週間の陽性者数は722人である。

昨年末のピーク時までは、若年層の感染が主流であったが、今は、30代、40代の陽性者が多い。

施設等でのクラスターの発生も減少しており、昨日現在で対応中のものは2施設である。

また、昨日の18時時点での入院患者数は35人であった。

季節性インフルエンザについて、当市では1月16日からの第3週の定点当たり8.56をピークに、その後減少し、先週の第6週は定点当たり2.67であったため、現時点で小中学校の学級閉鎖等はない。

第5類への円滑な移行のために、引き続き県内の連携をよろしく願いたい。

大村知事：

今後ともよろしく願います。

医療専門部会 長谷川部会長：

抗N抗体の保有率調査をするという柵木会長の提案は素晴らしいものなので、国もきちんとやってほしいが、ぜひ県にも御支援いただきたい。このような調査結果により得られたデータは、今後の感染症対策に非常に重要になるだろう。

感染力の高い新型コロナウイルス感染症において、感染リスクが高いのは病院に勤務する医療従事者であり、医療従事者に係る抗N抗体の保有調査は大変重要であるため、ぜひ実施してほしい。

愛知県医師会 柵木会長：

本来ならば、抗N抗体の保有率調査は、産科だけでなくすべての医療機関及び介護施設で行うのがよいが、医師会にはその体力はないので、ぜひ支援をお願いしたい。

現在介護従事者が月2回行っているPCR検査を抗N抗体の保有調査に代替するといった手法もあるのではないかと。

また協議したい。

大村知事：

いただいた意見については、実施方法も含めまた相談させていただきたい。

愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールについては、2月19日で一区切りさせて

いただき、20 日からは厳重警戒に基づく感染防止対策として引き続き感染症対策に取り組んでいただきたい。

引き続き皆様方と連携して県民の皆様の命・健康守ることを最優先とし、併せて社会経済活動の充実に努めながら、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていきたい。